

[事案 2024-370] 告知義務違反解除取消請求

・令和 7 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に特約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 4 月と 5 月に閉塞性肥大型心筋症の治療のため入院し手術を受けたため、平成 26 年 6 月に募集代理店を通じて契約し、令和 5 年 3 月に特約の切替えをした（切替後の特約を「新特約」）医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に特約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、特約の解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人に保険の切り替えを勧められ、タブレット端末の操作をしながら雑談し、最後に画面の署名欄にサインを求められた。何も交付物はなく、告知義務等の詳しい説明もなかった。
- (2) 自分は職業柄いついるかも分からないのに、募集人は事前の約束もなく職場を訪問し、短い休憩時間に早口で重要事項説明書も広げず、5 分ほどで特約の申込手続を完了させて帰った。
- (3) 自分は告知書を作成した認識がなく、募集人に対し、持病について雑談程度に話した内容が告知書になっていた。
- (4) 手術を受ける前に、募集人に 2 回ほど電話をかけ、新特約から給付金が支払われることを確認したので、手術を受けることに決めた。告知義務違反を疑うのであれば、募集人は給付金の支払いを確約するべきではなかった。募集人への電話連絡時に告知義務違反解除の可能性が分かっていたら、症状を薬で抑え、手術を先送りすることもできた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、新特約の申込み・告知にあたり、申立人に対し、重要事項が記載された冊子を WEB で交付し、タブレット端末上で正しく告知することの重要性等に関する確認および同意手続を行ったうえで、新特約の申込みおよび告知手続を行った。
- (2) 申立人は、肥大型心筋症のために告知日から遡って 5 年以内に 17 回にわたって通院をし、令和 2 年から令和 5 年まで投薬治療を受け、継続処方されていることから、申立人が告知事項に該当することは明らかである。
- (3) また、申立人は、肥大型心筋症に関し、令和 3 年 3 月から令和 5 年 3 月まで診察と検査のすすめを受けているため、別の告知事項にも該当する。
- (4) 申立人が給付金請求を行った閉塞性肥大型心筋症による入通院・手術・治療は、告知しなかった事実と同一傷病であり、解除原因との因果関係がある。
- (5) 肥大型心筋症は心臓という重要な臓器疾患で、令和 2 年 2 月以降、申立人は胸痛を認識している。定期的な通院があり、通院回数が 18 回にも達しており、告知日から最も近い通院は令和 5 年 2 月で告知日から 1 か月程度しか離れていない。当社は申立人に告知書の写しを送付しており、申立人が告知書を作成しているとは知らなかったとはいえない。

(6)募集人は申立人から心臓に関わる疾患があることを告げられておらず、疾患の認識もなかったため、告知を妨げたり、告知しないことを勧めたりした事実はない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、新特約の申込手続時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。